

第76回商工業従業員永年勤続被褒賞者の募集について

本市では、商工会議所と共に、永年にわたり会社の繁栄に貢献された永年勤続者に対して褒賞を行っています。つきましては、今年度の褒賞対象者を募集しますので、下記に該当される方で、褒賞を希望される場合は、調査書等の提出をお願いいたします。

記

1 褒賞対象者

(1) 令和6年11月1日現在（見込み）において、次のすべてに該当する方を褒賞の対象とします。

ア 市内の事業所の従業員（役員は対象外）

※11月1日現在（見込み）市外で勤務している方は対象外

イ 同一又は系列の事業所（社名変更、組織変更等は同一の事業所とする。）に、通算20年以上勤務した者

※本社が市内の事業所については、市外において勤務した期間も通算されます。本社が市外の事業所については、市外において勤務した期間は除かれます。

ウ 常勤の者（法人の従業員は会社で健康保険に加入していること）

エ 精励にして他の模範となる者

(2) 上記規定にかかわらず、次の方は対象としません。

ア 個人経営で、経営者と生計を一にする者

イ 過去においてこの褒賞を受けた者

2 提出書類 ①調査書 1通

②会社の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） 1通

※1社につき1通、個人経営の場合は不要

※登記事項証明書はコピー可。ただし代表者による原本証明が必要

③住民票（3ヶ月以内に発行されたもの） 1通

※家族全員が記載され、続柄がわかるもの、個人経営の場合のみ必要

3 被褒賞候補者数の制限

同一の事業所での被褒賞候補者は、原則として10名以内とします。

4 提出期限 令和6年10月18日（金） 厳守

5 褒賞式 令和7年1月23日（木）

6 申込方法

調査書に必要書類を添えて、持参または郵送にて豊橋市役所商工業振興課（〒440-8501 今橋町1）までご提出ください。調査書は商工業振興課のホームページからもダウンロードいただけます。

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/16870.htm>)

7 その他

- ・この褒賞に係る事業所の負担金はありません。
- ・調査書提出後、記載事項に変更のあった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・褒賞決定につきましては、12月上旬までに事業所あて郵送予定です。

8 問合せ先 豊橋市役所商工業振興課 人材・雇用サポートグループ TEL 51-2638